

●香川県告示第127号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年3月15日
- 3 指定道路の位置 観音寺市豊浜町姫浜字宮前後90番1、90番2及び同地先農道・水路並びに字芝原1223番5及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.24メートル  
延長 66.00メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。